

年末調整とは？

年末調整とは、所得税を精算する制度です。年間の所得税を計算し、毎月給料やボーナスから天引きしていた所得税との差額を精算します。

扶養控除等申告書 10/5（月） ㄨ切

□氏名・住所・所属名・コード・扶養親族等記載内容について変更や間違い、訂正もれなどはありますか？（※「あなたの個人番号」欄は、新規・変更者以外は記入しない）

扶養親族（A・B欄に該当者）がいる時

□本年中の合計所得額が、48万円以下（源泉控除対象配偶者は、95万円以下）年間収入額103万円以下（源泉控除対象配偶者は、150万円以下）の場合扶養に該当します。見積み額をすべて記入していますか？

□その他の所得の場合→所得の種類と見積み額を記入していますか？

□0円は“0”と記入（合計所得48万円以下）していますか？

□備考欄には「アルバイト収入」「国民年金」「農業所得」などと具体的に記入していますか？

□住所は正確に記入していますか？ ※「同居」「〃」はダメです！

扶養親族が別居している時（同一生計の確認！）

□その親族について扶養手当や共済の認定がされている場合は、氏名の左側連番に赤○印はありますか？

□上記以外の場合は申立書を添付していますか？

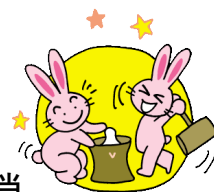
扶養親族が国外に居所を有する時

□「非居住者である親族」の欄に○、金額欄に送金額を記入していますか？

□親族関係書類及び送金関係書類を添付していますか？

年金受給者 65歳未満＝108万円以下が扶養に該当 65歳以上＝158万円以下が扶養に該当

□年金の種類（国民年金・厚生年金・共済年金等）も必ず記入



※事業所得など所得の見積額が明確でない場合は、確定申告で控除を受けてください。

※訂正がある時 = 高知市本町  5-27

※臨時的任用職員、会計年度任用職員の方で、辞令が切れている間に他に収入があった場合は「源泉徴収票」が必要です、ご注意ください。

収入とは：自営業の場合には売上金額、サラリーマンの場合には源泉徴収額（所得税など）や社会保険料等を差し引く前の額です。

所得とは：収入から必要経費を差し引いた額です。

私たちサラリーマンの場合、必要経費の特定がむずかしいため、「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められています。

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

10/5（月） ㄨ切

◆基礎控除申告書 **NEW**

申告者本人の本年中の合計所得金額は2,500万円以下であること（収入が給与のみの場合は2,695万円以下）
※給与収入が2,000万円以下の場合は必ず提出して下さい！

本年中の給与収入金額の見積み額は、前年度源泉徴収票等を参考にして記入してください。

なお、申告書の「所得金額」欄は計算をして記入が必要なため、源泉徴収票の金額を直接写さないよう注意しましょう。計算方法については各校の事務職員に確認ください！

◆配偶者控除申告書

扶養控除の対象配偶者に該当しない方（ただし所得が133万円以下）、扶養控除申告書に源泉控除対象配偶者の記載がある場合は、全員この配偶者控除等申告書の提出が必要です。

・源泉徴収票等の添付書類の提出は必要ありません。

・源泉徴収票が届いたら必ず金額の確認をし、訂正があれば連絡してください。

◆所得金額調整控除申告書 **NEW**

申告書本人の本年中の収入金額が850万以上かつ、①申告者本人が特別障害者②同一生計配偶者が特別障害者③扶養親族が特別障害者④扶養親族が23歳未満のいずれかに該当する場合

住宅借入金等特別控除申告書 10/26 (月) ㄥ切

※公立学校共済の年末残高証明書は、10月15日頃に送付される予定です。

保険料控除等申告書 10/9 (金) ㄥ切

□金額は、昨年度の控除の金額ではなく、証明書の金額を確認して記入していますか？

差引保険料等の金額

□氏名・住所について確認して記入しましたか？

□氏名横に押印しましたか？

□保険料について下記の点を確認し記入しましたか？

□各控除欄は空白のないように、すべて記入

□「差引保険料等の金額」欄 ＝下段に記入していますか？

□契約者の氏名が本人でないとき＝申立書を添付していますか？

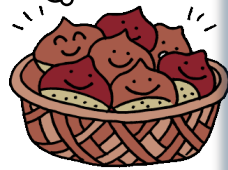
□扶養手当・共済等認定がある人扶養控除申告書に記入している者
＝氏名の左側に赤○印をかくてい

□各保険の証明書で新・旧の区分を確認しどちらかに○を記入していますか？

□証明書は添付されていますか？（団体特約保険（生協・ジブラルタ生命等）

以外は証明書等が必要です。団体特約保険扱いの者は校長又は担当者が確認の上、押印して証明します。）

差引保険料の訂
正は＝のみ
訂正印は押さな
いように注意！



<参考>

◎生命保険料（一般・介護医療・個人年金）

生命保険料控除の適用限度額・・・12万円（A+B+C）

◆旧契約（H23.12.31以前に締結した保険）

A.一般生命保険料 ・100,000円を超える→一律の50,000円が控除

B.個人年金保険料 ・100,000円を超える→一律の50,000円が控除

C.介護医療保険料 ・新契約のみ適用

◆新契約（H24.1.1以後に締結した保険）

・80,000円を超える→一律に40,000円の控除

・80,000円を超える→一律に40,000円の控除

・80,000円を超える→一律に40,000円の控除

◎地震保険料（地震保険料・旧長期損害保険料）

①地震保険料 50,000円を超える→一律に50,000円

②旧長期損害保険料 20,000円を超える→一律に15,000円（保険期間が10年以上で満期返戻金がある場合）

◎社会保険料

扶養親族（配偶者や子ども）の国民年金などを支払っている場合→領収書写し等納付を証明するものを添付

◎小規模企業等共済掛金

iDeCoも該当するので記入すること（10月下旬ごろ証明書が到着予定）

《証明書の貼り方》

右上に所属・氏名・申告書右上の所属
ごとの番号（下の番号）を記入

証明書

証明書

証明書

申告書と氏名相違の場
合、理由を記入
（地震保険料の住所相
違の場合も同様）

A4のコピー用紙へ裏
面も確認できるように
左端のみのり付け



証明書が届いてない場合は、会社に金額を確認の上記入し証明書が届き次第提出して下さい。
県への締め切りは12月25日（金）です。

令和2年度年末調整の最終ㄥ切は令和3年1月4日（月）です。以降は各自で確定申告が必要です。